

## 補助金調書

|   |  |  |          |              |                                    |
|---|--|--|----------|--------------|------------------------------------|
| 補助金名  | 福岡市NPO活動推進補助金  |  |          | 担当課<br>(連絡先) | 市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課(TEL711-4283) |
| 交付先   | 団体   | NPO法人  |          | 区分           | その他の補助金                            |
| 交付先決定方法   | 公募   | (公募の場合)<br>公募時期  | 5月       |              |                                    |
| (公募の場合)<br>応募要件                                 | 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO法人。<br>(その他の応募要件については、応募時期に配布する募集要項を参照)  |  |          |              |                                    |
| (非公募の場合)<br>非公募の理由                              | -  |  |          |              |                                    |
| 補助開始年度  | 平成16   | 年度   | 経過年数     | 11           | 年度                                 |
| 補助金の目的<br>及び<br>補助対象事業                          | 補助対象事業は、補助対象団体が行う地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、NPO法第2条別表に定めるいずれかに該当する活動(宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。)に係る経費とする。ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等は対象外とする。  |  |          |              |                                    |
| 補助金の終期  | 平成28   | 年度   | 延長回数     | 0            | 回                                  |
| 終期を延長する理由                                       | -  |  |          |              |                                    |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等                               | その他  | 1年度当たりの補助金総額は助成年度の前年に市民や企業・団体から福岡市NPO活動支援基金に寄せられた寄附金額をもとに算定する。<br>同一法人の同一事業に係る補助の回数は、1年度につき1回限りとする。<br>補助金の上限額は、原則、補助対象事業に係る経費の80%以内とする。 |          |              |                                    |
| (間接補助の場合)<br>間接補助とする理由<br>及び再交付先への配<br>分基準、審査基準 | -  |  |          |              |                                    |
| 交付状況等<br>【上段:交付件数】<br>【下段:決算】<br>(※1)           | 当該年度   | 前年度  | 前々年度     | 前々々年度        |                                    |
|   | 件  | 7 件  | 9 件      | 7 件          |                                    |
|   | 4,319 千円   | 2,972 千円   | 1,263 千円 | 1,245 千円     |                                    |
| 前年度補助事業<br>の主な実施概要                              | 第三者により構成する福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会による事業評価の意見を参考に決定した7法人(事業)に対し、補助を実施。子どもの健全育成を図るための講座や障がい者・難病者等のQOL向上のための事業、国際交流の活性化を図るための事業等が実施された。<br>【前年度補助事業名】<br>子育て講座「思春期なんてこわくない」、「福祉職員が理学療法士・作業療法士から身体障害の機能やケア・高齢化対応を学ぶ合宿研修会」、つながりを深めよう!～障がいの者のQOL向上を目指して～、APCC(アジア太平洋子ども会議・イン福岡)25周年記念製作映画上映展開事業、外国人と学ぶ日本文化 等 |  |          |              |                                    |
| 補助金交付<br>による効果                                  | 地域社会の発展に資する公益的的事业に取り組むNPO法人の財政基盤の安定化が図られる。また、本補助金は市民や企業等から福岡市NPO活動支援基金に寄せられた寄附金を原資としていることから、補助事業の成果の広報や基金への寄附の協力を通じ、NPO活動に対する理解や社会貢献意欲が高まる。  |  |          |              |                                    |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。